

地方揮発油税法施行令等の一部を改正する政令新旧対照表

改 正

後

改

正

前

(地方揮発油税法施行令の一部改正)

第一条 地方揮発油税法施行令(昭和三十年政令第百五十一号)の一部を次のように改正する。

(担保の提供)

第一条 地方揮発油税法(以下「法」という。)第八条第一項又は第二項の規定の適用がある場合において、揮発油税法(昭和三十二年法律第五十五号)第十三条の規定により担保を提供する者又は同法第十八条第一項の規定により提供を命ぜられた担保を提供する者は、その提供する各担保物又は保証人の保証において、揮発油税額の二百四十分の四十七に相当する地方揮発油税額をあわせて担保しなければならない。

2 省略

(担保の提供)

第一条 地方揮発油税法(以下「法」という。)第八条第一項又は第二項の規定の適用がある場合において、揮発油税法(昭和三十二年法律第五十五号)第十三条の規定により担保を提供する者又は同法第十八条第一項の規定により提供を命ぜられた担保を提供する者は、その提供する各担保物又は保証人の保証において、揮発油税額の二百四十三分の四十四に相当する地方揮発油税額をあわせて担保しなければならない。

2 同上

(租税特別措置法施行令の一部改正)

第二条 租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)の一部を次のように改正する。

(地方揮発油税に係る担保の提供の特例)

第四十六条の十七 法第八十八条の八第一項の規定による地方揮発油税に

ついては、地方揮発油税法施行令(昭和三十年政令第五百一十一号)第一

条第一項中「二百四十分の四十七」とあるのは、「四百八十三分の五十

五」として、同項の規定を適用する。

(地方揮発油税に係る担保の提供の特例)

第四十六条の十七 法第八十八条の八第一項の規定による地方揮発油税に

ついては、地方揮発油税法施行令(昭和三十年政令第五百一十一号)第一

条第一項中「二百四十三分の四十四」とあるのは、「四百八十六分の五

十二」として、同項の規定を適用する。

(国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部改正)

第三条 国税収納金整理資金に関する法律施行令(昭和二十九年政令第五十一号)の一部を次のように改正する。

(揮発油税及び地方揮発油税等の受払いの整理)

第四条の二 省略

2 前項第一号に掲げる国税に係る受入金又は支払金については第二十二條第一項又は第二十三條の規定を適用する場合には、前項の規定によりこれらの国税に係る受入金又は支払金を一の科目の国税に係るものとみなして整理した金額の二百八十七分の二百四十又は二百八十七分の四十七に相当する金額の受入金又は支払金を、それぞれ揮発油税又は地方揮発油税に係る受入金又は支払金とする。

3 前項の規定は、第一項第二号に掲げる国税に係る受入金又は支払金について第二十二條第一項又は第二十三條の規定を適用する場合について準用する。この場合において、前項中「二百八十七分の二百四十又は二百八十七分の四十七」とあるのは「三十六分の十六又は三十六分の二十」と、「揮発油税又は地方揮発油税」とあるのは「とん税又は特別とん税」と読み替えるものとする。

4 第二項の規定は、第一項第三号に掲げる国税に係る受入金又は支払金について第二十二條第一項又は第二十三條の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第二項中「二百八十七分の二百四十又は二百八十七分の四十七」とあるのは「百二・一分の百又は百二・一分の二・一」と、「揮発油税又は地方揮発油税」とあるのは「所得税又は復興特別所得税」と読み替えるものとする。

5 7 省略

附則

1・2 省略

3 当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四条の二	省略	省略
二第一項		

(揮発油税及び地方揮発油税等の受払いの整理)

第四条の二 同上

2 前項第一号に掲げる国税に係る受入金又は支払金については第二十二條第一項又は第二十三條の規定を適用する場合には、前項の規定によりこれらの国税に係る受入金又は支払金を一の科目の国税に係るものとみなして整理した金額の二百八十七分の二百四十三又は二百八十七分の四十四に相当する金額の受入金又は支払金を、それぞれ揮発油税又は地方揮発油税に係る受入金又は支払金とする。

3 前項の規定は、第一項第二号に掲げる国税に係る受入金又は支払金について第二十二條第一項又は第二十三條の規定を適用する場合について準用する。この場合において、前項中「二百八十七分の二百四十三又は二百八十七分の四十四」とあるのは「三十六分の十六又は三十六分の二十」と、「揮発油税又は地方揮発油税」とあるのは「とん税又は特別とん税」と読み替えるものとする。

4 第二項の規定は、第一項第三号に掲げる国税に係る受入金又は支払金について第二十二條第一項又は第二十三條の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第二項中「二百八十七分の二百四十三又は二百八十七分の四十四」とあるのは「百二・一分の百又は百二・一分の二・一」と、「揮発油税又は地方揮発油税」とあるのは「所得税又は復興特別所得税」と読み替えるものとする。

5 7 同上

附則

1・2 同上

3 同上

同上	同上	同上

4
5
20 省略

第四条の 二第六項		第四条の 二第二項	
省略		省略	省略
省略	た額	省略	省略

4
5
20 同上

同上		同上	
同上		同上	同上
同上	た額	同上	同上

附 則

(施行期日)

1 この政令は、平成四十六年四月一日から施行する。ただし、第三条中国税収納金整理資金に関する法律施行令附則第三項の表第四条の二第二項の項の改正規定（「前項各号（第二号を除く。）」を「前項第一号から第一号の三まで」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号）附則第一条第十二号に掲げる規定の施行前に課した、又は課すべきであった揮発油税及び地方揮発油税については、同法附則第二十六条及び第八十二条に規定する場合を除き、なお従前の例による。